

The Japan-Korean Negotiations in 1985

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17899

一八七五年の日朝交渉

宋 鍾

- 一 はじめに
- 二 朝鮮における政局の変動と宥和的対日政策の転換
- 三 宴享儀礼問題の発生と日朝両国の対応
- 四 六・一三時原任大臣会議の開催と「遷延論」の勝利
- 五 日朝交渉決裂と決裂後の両国当事者の動向
- 六 むすびに

一 はじめに

本稿は、一八七四年一〇月に日朝交渉当事者間で締結された「日朝協定」（以下「協定」）に基づき、翌七五年二月に再開され、同年九月に決裂した日朝交渉の検討を通じて、七五年期の朝鮮政府の対日政策の展開過程を解明し、併せて当時期の朝鮮政府の対日政策に関する、既存の説明枠組の妥当性を検証することを目的としている。

七五年期の日朝交渉及び朝鮮政府の対日政策の展開過程を、直接の検討対象とした日本における先行研究として、田保橋潔氏の「近代日鮮関係の研究」、及び、原田環氏の「朴珪寿の対日開國論」がある。^[1] いずれも当時期の日朝交渉及び対日政策の展開過程を、大院君と閔氏戚族間の権力闘争の展開過程と結びつけ、鎖国攘夷政策をとる大院君とその支持勢力の台頭により、対日開國政策をとる閔氏戚族とその支持勢力が対日政策における主導権を握ることができず、その結果日朝交渉が決裂したと説明する点において共通している。この点について筆者

は既に前稿において、七五年初頭に左議政（日本の左大臣に相当）に就任した李最応が、前年に右議政（日本の右大臣に相当）朴珪寿らが推進した宥和的対日政策との継続性や整合性に乏しい、「遷延論」（「拖歲月之計」）に基づく保守的な対日政策を、極めて性急に推進したことが結果として交渉の決裂を招いたのであり、従つて当時の対日政策の展開過程を、大院君・閔氏戚族間の権力闘争と結びつけて解釈する既存の説明枠組は妥当でないとの仮説を提示している。⁽²⁾ 従つて本稿を通じてそれを実証し、先述の課題に応えたいと考える。⁽³⁾

二 朝鮮における政局の変動と宥和的対日政策の転換

1 朝鮮における政局の変動

「協定」が締結された七四年一〇月から、「協定」に基づき交渉が再開される七五年二月にかけての朝鮮の政局変動について整理する。その結果七四年の宥和的対日政策が転換されたことが、日朝交渉の帰趨に大きな影響を与えたからである。

七四年一月四日には、対日交渉を指導した朴珪寿が右議政を辞任し判中枢府事に転任した。翌年二月初めには、朴とともに対日交渉を指導した李裕元が、儒生による一連の彈劾により領議政（日本の太政大臣に相当）を辞任し領中枢府事に転任した。⁽⁴⁾ 彼らに代わって国王高宗の伯父で、大院君の実兄にあたる興寅君李最応が左議政、名門安東金氏の領袖金炳國が右議政に就任し、高宗を補佐して政治指導することとなつた。⁽⁵⁾ 政丞職の交代と並行して、直接対日交渉を担当する東萊府使（現代の釜山の一部である東萊府に派遣された地方官で、朝鮮王朝と旧対馬藩の通交を管掌）も交代した。七四年一二月二二日に、議政府（朝鮮王朝の最高意思決定機関で、三政丞—領議政・左議政・右議政の合議機関）の推薦により、承政院右副承旨（承政院は王命の出納機関で承旨は国王の秘書官）黃世淵が東萊府使に任命され、「協定」締結の朝鮮側当事者であった朴齊寬は離任した。⁽⁶⁾ 七五年

一月二〇日には、東萊府使により担当される正規の対日交渉を補完する、非公式チャネルの役割を果たした暗行御史（王命により極秘に派遣される地方監察官）朴定陽が復命しその任を終えた。⁽⁷⁾つまり政府もしくは現地において、七四年の対日交渉を推進しその全容を知る当事者は、「協定」に基づき交渉が再開される翌年一月までに、対日政策や対日交渉に影響力を行使できるポストから一掃されたのである。彼らの政治的影響力の喪失は、李最応・金炳国が宥和的対日政策を継承することなく、保守的且つ非妥協的な対日政策を推進することを可能ならしめる大きな要因であった。

2 李最応・金炳国による宥和的対日政策の転換

次に李最応・金炳国が、どのように対日交渉に臨んだかを概観する。

七四年の日朝交渉における日本側当事者であつた森山茂は、理事官として副官広津弘信ら一行とともに、七年二月二十四日に釜山に到着した。⁽⁸⁾森山の使命は、①「協定」に基づき彼が携えた明治政府の二通の書契（外交書簡、具体的には外務卿の礼曹判書宛書契と外務大丞の礼曹參判宛書契、礼曹は朝鮮王朝の外交等を担当する官署で判書は長官、参判は次官）を朝鮮政府に受理させるとともに、朝鮮側との交渉を通じて、②礼曹判書の外務卿宛回答書契を携える朝鮮政府の使節団（「回報使」）の来日期限を確約させ、③修好条規締結までの両国交際の暫定形式（朝鮮政府が渡航統制の手段として旧対馬藩に賜与した印章である図書の返還や、明治政府が発行する渡航証の形式等）について議定し、④礼曹參判の外務大丞宛回答書契を持ち帰ることであった。⁽⁹⁾つまり日本側は「協定」に基づく七五年の日朝交渉を、条約締結予備交渉と位置づけていたのである。森山は到着の翌日訓導（通訳官）玄昔運と会見し、「協定」を履行し、二七日に東萊に入府して府使に自らを接受させるよう要求した。⁽¹⁰⁾これに対し東萊府使黃世淵は、森山の要求と明治政府書契の謄本等を上申して指示を仰いだのであるが、李最応・金

炳國はこれを放置し指示を与えたかった。

この問題を廟議で取り上げたのは国王高宗であつた。三月一二日に彼は、李と金に對し黄の上申に指示を与えない理由を質した。高宗の下間に對し李は、重要問題につき時原任大臣會議（国王・政丞経験者の原任大臣・現政丞の時任大臣以下堂上が參集し、重要事項を審議する御前会議）を開催して対日方針を確定し、然る後指示を与えることが妥当であるとした。これに対し高宗は、Ⓐ書契を受理しないのは誠意に悖り、Ⓑ日本側は書契が受理されれば帰国すると約束したのだから、Ⓒ書契を一旦受理して違格の文言は斥ける、Ⓓ森山の東萊入府要求は許可できないが、府使を倭館に出向かせ宴享（歓迎式典）を行う、との方針を示し、即刻指示するよう命じた。高宗の方針は、前年來の宥和的対日政策を継承するものであつたが、金は日本側が、Ⓐ朝鮮側の忌避する書契の文言（「皇」・「勅」）を結局削除していないこと、Ⓑ前例のない東萊入府を要求していること、Ⓒ和船ではなく洋式の汽船で來韓したこと、を危惧し、高宗に再考を求め李の上奏に同調した。しかしながら即刻指示という高宗の決意は固く、結局のところ三者の案が折衷され、以下のようないしむれが黄に下された。

①日本側が書き改めた書契に朝鮮側の忌避に触れる文言（「難從之辭語」）があれば、受理しないのは既定の方針である、②書契原本には未だに不穏な文言があり、正文が漢文ではなく日本語（「真諺相雜」）であるのは前例がなく、書契を訓導に交付せず東萊府使との直接折衝を求めるのは己酉約条に違反する（「規外」）、従つて後の弊害とならぬよう防護策を講じるべきである（「後弊可念此則嚴加防塞」）、③但し永年に亘り通交關係が断絶したため日本側が遠路使節を派遣していることに鑑み（「其積年相阻之余彼既為此幹事遠勞涉海交修隣誼」）、朝鮮側の誠意（「我誠信之道」）を示して特例として（「抜例之擧」）、東萊府使黃世淵を倭館に出向かせ宴享を行う、④日本側が書契を書き改めれば、己酉約条に基づく通交關係を復旧する（「復講旧交」）。さらに一六日には、⑤日本側の図書返還の通告と、渡航証案の提示（「路引改式」）を拒絶することが決定され、黄に森山が朝鮮側方針

を受諾するよう説諭すること（「善辞曉諭」）が指示された。⁽¹³⁾ 朝鮮側から日本側への図書贈給は「既成不易之規」であり、路引改式は約条違反であるというのがその理由であった。

以上の経緯に明らかなように、李・金の対日方針は、日本側が朝鮮側の忌避に触れる文言を削除した書契を納付すれば、己酉約条に基づく通交関係を復旧するというにすぎず、日本側が要求するその改変を全面的に拒絶し、この点に関して日本側に交渉の余地を一切与えない、極めて保守的且つ非妥協的なものであつた。朴珪寿の政治的影響力の喪失と李・金の政治的影響力の増大により、己酉約条を前提とする日朝通交関係の継続がもはや不可能であり、明治政府との新関係樹立は不可避であるとの対日認識は失われ、その結果対日政策は、己酉約条に基づく通交関係復旧のみをその内容とした、前年二一八月段階のそれへと後退したのである。しかしながら前年の対日交渉の経緯について具体的な知識を有しない彼らにとって、このような方針は、日本側の提議に基づき前年九月一九日に決定された対日方針を踏襲するものにすぎず、日本側こそ前年の提議を逸脱する理不尽な要求を突き付けていたと認識されたのであつた。それは前稿で明らかにした、「協定」の欠陥の露呈に他ならなかつた。⁽¹⁴⁾

三 妻享儀礼問題の発生と日朝両国の対応

1 妻享儀礼問題の発生

東萊府使による理事官森山接受実現の目途がついたことにより打開されるかに見えた事態は、三月二七日に森山が朝鮮側に、新たな外交儀礼により自らを接受するよう要求したことから再度膠着するに至つた。新たな外交儀礼とは、①倭館の妻享大庁正門⁽¹⁵⁾から式典会場に入場する、②東萊府使自らが理事官を出迎える、③府使と理事官は対面して席につく、④式典の際理事官は洋式大礼服を着用する、というものであつた。⁽¹⁶⁾

妻享前日の三一日、東萊府使黃の命により訓導玄昔運が倭館に来館し、森山に儀礼問題を政府に上申するため

宴草を一〇日間延期することを文書で要請した。その理由は、

今在 貴服之異儀節之変此ノ如ク而テ 我国之法守旧不渝而或有变更事則必白 朝廷恭俟處分然後始可行之也況宴饗之儀節内外相反至此則此非敢任官之所可擅斷（傍線は筆者）

というものであつた。⁽¹⁸⁾これに対し、朝鮮政府の回答次第では交渉決裂もあり得ると考えた森山は、政府の指示を仰ぐ必要を認め、四月三日副官広津を帰国させた。⁽¹⁹⁾

2 朝鮮政府の対応

森山が宴享における儀礼の改変を要求したこと、とりわけ洋式大礼服の着用を主張したことは、かねてより明治政府が西欧諸国と提携しているとの危惧（「倭洋一体」観）を抱く朝鮮政府首脳部に大きな衝撃を与えた。政府の指示を仰ぐため急速上京した玄旨運はその様相を、

小官上京スルヤ即チ十日程入城ヲ差止メラレタリ其仔細ハ曾上申セシ意ト本年現状陳述セシト大ニ相違アリ日本人ニシテ異服ヲ着ルハ決シテ信シ難シ唯三百年來ノ式ニ循フテ接ス可シト命シラレシノミ

と述べている。⁽²⁰⁾朝鮮政府は四月九日に宴享儀礼問題に関する方針を決定したが、その内容は「唯三百年來ノ式ニ循フテ接ス可シト命シラレシノミ」という玄のことば通り、「宴饗等諸般事、依舊式施行之意」というものであった。⁽²¹⁾つまり森山の要求は全面的に拒絶されたのである。

3 朝鮮政府首脳部における対日政策論争の惹起

森山の要求に衝撃を受けた朝鮮政府では、こうした事態を招來した七四年の対日交渉当事者である、朴齊寬・南孝源・朴定陽らが厳しい批判に晒されることとなつた。それは彼らを指揮して宥和的対日政策を推進した朴珪寿に対する批判に他ならなかつた。批判の中心は、癸酉政變後政界を引退し、京畿道揚州牧の直谷山荘で静養していた大院君であり、國禁を犯して倭館に潜入したことを以て南孝源を、朝鮮政府が提議第二条採用を決定したことと記載した覺書を秘密裡に森山に交付したことを以て朴齊寬を糾弾した。⁽²²⁾これに対し朴珪寿は、大院君に書簡を宛てて自らの政策の妥当性を弁明するとともに、⁽²³⁾李最應にも書簡を宛てて森山の要求に対し宥和の方針で臨むよう説得した。⁽²⁴⁾大院君と朴珪寿により展開された対日政策論争の経緯とその意義については、既に原田環氏が「朴珪寿の対日開國論」で分析されているので、ここでは行論に必要な範囲で論争に言及する。

大院君はその書簡で、己酉約条違反を理由として明治政府書契を受理せず、森山の要求を全面的に拒絶する強硬方針を主張した。⁽²⁵⁾その論拠は以下の六点であつた。

- ② 「皇」・「勅」文言を使用した明治政府書契に、朝鮮側が「国王」の称号で返書を送付することは、名分論的には日本を朝鮮の宗主と仰ぎ、藩臣の礼をとることになるので容認できない。日本はかねてより朝鮮臣隸化の野心を抱いており、今回の使節も朝鮮が日本に朝貢することを意図したものであつて警戒すべきである。⁽²⁶⁾
- ⑤ 日本の意図は専ら交易にあり、森山の要求に譲歩して、日本人に対する入国管理システムである既存の通交体制を改変し東萊入府を容認することは、清の開港場のように、交易を目的として日本人が朝鮮沿岸各地に来航し、慶尚道首府の大邱・首都漢城（ソウル）へと入府要求をエスカレートさせ朝鮮各地へ入国する事態や、日本人に混じって西欧人が朝鮮に潜入する事態を招く。⁽²⁸⁾
- ◎ 西欧諸国の影響のもとに西欧化を推進する日本は西欧の一員であり、その書契送付は朝鮮との交易を企図する

西欧諸国の計略であつて、西欧諸国の書契送付に他ならない。日本の領事駐劄要求も、西欧諸国が北京に領事を駐劄する例に倣うものである。⁽²⁸⁾

①清国が満州語で記載した書契を朝鮮に送付した前例も、日本が日本語で記載した書契を送付した前例もないのであるから、日本語で記載された今回の書契を受理しないのは当然の措置である。⁽²⁹⁾

⑥明治政府の西欧化・軍拡と外征・封建制廢止はいずれ内乱を招く。国内には徳川將軍や諸侯等、西欧化や封建制廢止に不満を抱く勢力が存在する。⁽³⁰⁾

①書契不受理が日本との紛争を招くことを危惧する者があるが、重大問題については後に取り返しのつかぬ事態とならぬよう、まず断固たる措置を取る必要がある。現時点では日本との紛争は生じていないのであるから、宥和的対日政策の必要はない。⁽³¹⁾

これに対し朴珪寿は、明治政府書契を受理し、森山の要求を容認すべきであるとする宥和方針を主張した。⁽³²⁾その論拠は以下の四点であった。

①明治政府書契における「勅」文言の使用は、日本側使節が君命を奉じて来韓したことを示すものであり、朝鮮側が使用禁止を要求して争うことではない。外務卿と礼曹判書、外務大丞と礼曹參判、太政官と議政府が書契を交換することは品衙秩序上妥当であり、君主間の書契交換については朝鮮側返書に「某国王日本國皇帝ニ書ヲ致ス」と記載すればよく、日本の国号に「大」文言を付与しなくともよい。各国の清国宛書契においても使用されていないのであるから、君主称号に「陛下」の文言を付与するのは妥当でない。日本側は書契で修好の意思表明をしているのであって、朝鮮側が回答書契において「陛下」文言を使用することは望んでいない。⁽³³⁾

②森山が東萊入府を要求するのは、数年に亘り訓導に交渉を拒絶された経緯があるからであり、入府容認が大邱から漢城へと入府要求の拡大を招くというのは類推である。日本人の中に西欧人が混入して朝鮮各地に渡來し、

交易を行うことが憂慮されているが予断であり、そのような弊害が生じれば、断固として入国を拒絶すればよい。⁽³⁵⁾

③日本側の外交要求は己酉約条違反であり、盟約を変更するものであるとの主張があるが、外務省からの書契で修好の意思を表明しているのであるから約条違反・盟約変更ではない。⁽³⁶⁾

④日本が西欧諸国と提携しているからこそ、朝鮮から紛争を惹起すべきではない。書契問題を巡る朝鮮側の対応に不満を持つ日本の朝鮮出兵は必然であり、永年に亘り朝鮮開国を目論む西欧諸国の介入も必然である。日本が修好の意思を表明しているにも拘わらずその書契を受理しなければ、自ら日本に出兵の口実を与えるという失策を犯すことになる。⁽³⁷⁾

両者の対日政策の差異は対日認識の相違に基づくものであった。大院君は、日本における佐賀の乱をはじめとする不平士族の反乱（内乱）の頻発を重視していた。彼はそれを明治政府の正統性^(レジテナシー)や統治能力^(ガバナンビリティ)の欠如の証左であると認識し、その日本統治の永続性を疑問視していた。従つて彼は明治政府は内乱により早晚瓦解するとの判断に基づき、対日交渉引き延ばし・書契受理の拒否により関係樹立を回避して、その自滅と徳川幕府・対馬藩の復旧を待つべきであると考えたのである（以後この対日政略を「遷延論」と呼ぶ）。ちなみに大院君と政治的に対立していた李最應・金炳國も、対日政策に関しては大院君と同様の見解に与しており、先述した対日政策保守化・対日交渉消極化はその実践であった。一方朴珪寿は日本の台湾出兵（外征）を、明治政府が相応の統治能力を保有する証左であると認識し、その日本統治は永続的であると判断した。従つて彼はその外征の矛先が朝鮮に向けられる事態や、日本との紛争に西欧諸国が乘じる事態を回避するため、その外交要求を容認して書契を受理し、関係樹立に踏み切るべきであると考えたのである（以後この対日政略を「宥和論」と呼ぶ）。大院君書簡に「慮為書契之不受、為召禍之端、駸駸然帰于異劣之論者、是大不然」⁽³⁸⁾とあるように、この時期の朝鮮政府では「宥和論」支持者は急速に増加していた。

日本における内乱と外征という一見矛盾する事象を、いかに整合的に解釈するかを巡って対日認識は分裂し、対日政策もまた分裂したのである。以後朝鮮政府では対日政策統一が課題となつたのであるが、結局それは六月二三日の時原任大臣会議まで持ち越されることとなつた。その間東萊現地における対日交渉への具体的指示は行われず、後述するように両国交渉の膠着状態が続き、そのことが森山らの態度を硬化させ、さらに事態を悪化させたのである。

4 明治政府による砲艦外交の開始

四月三日に帰国の途についた副官広津弘信は同一五日に東京に到着し、外務卿寺島宗則を訪問して交渉の状況を説明した。⁽⁴⁰⁾ また十九日には正院へ出頭して、太政大臣三条実美、右大臣岩倉具視、参議大久保利通・板垣退助らに同様の説明を行つた。⁽⁴¹⁾ さらに同二三日には、帰国の船中で執筆した朝鮮への軍艦派遣の建議書を提出した。⁽⁴²⁾ それはかねてより交渉促進の方策として、軍艦による「声援」を望んでいた森山の意向を代弁するものであつた。⁽⁴³⁾ この建議は、軍艦派遣を通じて朝鮮政府に圧力を加えて、「協定」を履行させることを目的としていた。いわゆる「触媒型（Catalytic）」砲艦外交⁽⁴⁴⁾の実施が彼らの意図であつた。

広津は建議書で、大院君と閔氏戚族の権力闘争により朝鮮の政治状況が不安定であることが交渉膠着の原因であると分析し、軍艦派遣による圧力行使により大院君の勢力を牽制し、「開和ノ氣勢」を担う閔氏戚族を支援できること主張している。彼が危惧していたのは、大院君＝攘鎖党が再び朝鮮政界のヘゲモニーを掌握して「協定」そのものが烏有に帰し、日朝新関係樹立の可能性が喪失する事態であつた。この建議はあくまで「理事ノ順成」の補助手段として軍艦派遣を建言したものであり、直ちに朝鮮側に対し武力を行使するよう主張したものではなかった。この時点では朝鮮政府が「協定」を履行する可能性がまだあると考えられていたのである。広津は建議

実現のため明治政府首脳部に働きかけ、二四日に三条・板垣を個別訪問して建議の主旨を説明し、二五日には広津に随行して帰国した、外務三等書記生奥義制に海軍大輔川村純義を訪問させ軍艦派遣を要請させた。⁽⁴⁵⁾ 川村は二七日に正院に「軍艦発遣北海西海測量伺書」を提出し、⁽⁴⁶⁾ 建議が実現されることとなつた。

明治政府はなお交渉による事態の打開を方針としていた。四月二九日付の森山に対する追加訓令は、①正式理由があれば年期を約して東萊入府を延期してもよい、②朝鮮政府が有権の使員を派遣するのが困難ならば、まず明治維新祝賀の使節派遣を誘導し、それも困難なら明治政府から漢城への使節派遣を交渉する、というものであつた。⁽⁴⁷⁾ 一方で五月四日には、軍艦雲揚・第二丁卯、特務艦高雄丸の派遣が決定され、交渉促進を目的とした砲艦外交が開始された。⁽⁴⁸⁾ 石井孝氏が指摘されるように、五月七日に千島・樺太交換条約が調印され、ロシアとの国境問題が妥結したことが、砲艦外交実施に影響したと考えられる。⁽⁴⁹⁾ 追加訓令は五月一二日に森山に伝達された。⁽⁵⁰⁾

5 「協定」履行、及び宴享儀礼問題に関する朝鮮政府方針の日本側への伝達と両国交渉当事者の対応

宴享儀礼問題について政府の指示を仰ぐため上京していた訓導玄昔運は、五月五日東萊に帰着、同八日に通訳官浦瀬裕を来訪し、両国交渉が膠着しているのは、「無他担当宣力セシ大臣今ハ世ニ無キ人ノ如ク両国ノ事務総テ此人ノ手ニ沈滯隠没シ更ニ朝廷ニ貫徹セス殆ト從前ノ形行ニ退歩」しているからであると政府の内情を説明した。⁽⁵¹⁾ 「今ハ世ニ無キ人」のごとき「担当宣力セシ大臣」とは、前年の対日政策及び対日交渉を指導した朴珪寿のことにして他ならず、「両国ノ事務総テ此人ノ手ニ沈滯隠没シ更ニ朝廷ニ貫徹セス」という玄のことばは、前年末から七五年当初にかけての政局変動に伴う朴の政治的影響力の喪失（つまりは対日政策・対日交渉における李最応・金炳國の政治的影響力の増大）こそが、朝鮮政府の対日政策保守化と対日交渉消極化（「殆ト從前ノ形行ニ退歩」）の原因であることを伝えるものであつた。またこの場で玄は浦瀬に「協定」履行に関する政府方針を内示

し、朝鮮側が日本側要求を受諾できない理由として以下の四点を列挙した。Ⓐ「皇勅ノ文字アル書契ハ清國ニ對シ之ヲ畏避セサルヲ得サレハ到底受難キ」一也」、Ⓑ「大日本ノ文字モ清國ニ事大ト称スルヲ以テノ故ニ障碍アル」二也」、Ⓒ「國文ヲ本書トセラルハ疑訝ニ屬シテ後日ノ惑ヲ免レサル」三也」、Ⓓ「服製旧ノ如クナラサレハ許接ス可ラス四也」。いずれも「遷延論」に基づくものであった。そして東萊府使には既に、「到底皇勅ノ文字ヲ除キ服制モ旧ニ依リ漢文ニ押印シ我カ難ンスル所ヲ避ケ安ンスル所ニ就テコソ款好ノ意ニ適ヘ順便ノ一端ナラントノ議」が命じられたことを伝えた。玄は府使の森山接受が近いこと、しかしながら、「主トスル所旧議旧式ニアレハ貴官等新服ヲ着ケ中門出入シ属官椅子ニ倚ル等ノ「ナレハ議整ヘ難シ」という理由から、宴享儀礼に關し日本側が全面的に譲歩することを要請した（「事ノ此ニ至ル唯貴官等ノ曲從如何ニアルノミ」）。これは「協定」が森山の意図する形では履行され得ず、従つてその構想に基づく朝鮮との新関係樹立も不可能となつたこと、つまりは事實上この時点で交渉が決裂したことを意味するものであった。

これに対し森山は、「協定」履行について朝鮮側の妥協を引き出すべく、交渉代理者である玄に対する説得を継続した。⁽⁴⁴⁾ 森山は先述Ⓐ～Ⓓについて以下のように反論している。まずⒶとⒹについては、清國が日本側に対し内政外交において朝鮮は「自主」であると言及した『使清日記』⁽⁵⁵⁾を根拠として、明治政府書契受理は清国に関わりがなく、「大日本」は正式国号である以上「大」文言は削除し得ず、明治政府に朝鮮臣隸化の野心があるとの危惧は杞憂であると主張した。次にⒸについては、「國文書契ハ万国衡行ノ通例ナル」ことと、日清修好条規が両国国文に漢訳副本を添えて互換されたことを説明した。最後にⒹについては、朝鮮側が服制という日本の内政事項に干渉することを非難した。これに対し玄はⒶとⒹについて、「我ニ於テハ前言後言毫モ支吾ナキナリ云ク大日本ノ文字ハ我邦清國ニ対シテ嫌ヒアリ猶認メザル可ラサルカ」と述べ、書契文言に関する朝鮮側の立場が終始一貫している点を強調した。またⒹについては内政干渉の意図はないものの、「新服ハ其製聊カ他国ニ似タル

ヲ以テノ故ニ願クハ旧ニ異ナラサルヲ欲スルノ厚意ヨリ斯ク陳言セリ」、「貴国人新服ニテ往来スルニ於テハ外国人ノ混シ至ルモ我邦之ヲ諦視スル「能ハサルヨリ他日或ハ恐ル其弊害ヲ開クアラン」ヲ」と述べ、政府上層部が森山の洋式礼服着用を明治政府の西欧諸国との提携の証左と受け止めており、洋装の日本人の渡来が西欧人の朝鮮密入国に利用される事態を危惧していることを説明し、「服制ノ「ハ到底曲従スルノ理ナシト」と述べた。⁵⁶⁾

「協定」履行の一環としての森山の東萊入府容認と、宴享儀礼問題に関する交渉も行われた。前者について玄は森山の質問に対し、「書契接受ノ式ハ府使宴席ニ於テ行フ「ト思ヘリ」と回答し、朝鮮側は旧対馬藩時代と同様、倭館において森山を接受する意向であることを伝達した。「協定」は朝鮮側が森山を東萊府で接受する意向を示したものではなく、政府が入府を許可しない以上、その実行は不可能であるというのが彼の立場であった。後者について森山は、「本官ヲ藩屏ノ陪臣ト同視セラル、」ものと述べ、旧対馬藩士（徳川將軍の陪臣）に適用される儀札を明治政府派遣官員（天皇の直臣）に適用する不适当性を批判し、理事官の宴享大庁正門からの式典会場入場を容認するよう要求した。これに対し玄は「貴介ヲ薄待スルノ意」が朝鮮側に皆無であるとして、宴享を旧来の儀札で挙行することを了承するよう求めた。両者の主張は平行線を辿り、交渉は何らの進展をみず、結局森山は自らの要求の妥当性を示した「弁駁書」を玄に付与し、東萊府使に伝達するに止まつた。⁵⁸⁾

森山は広津帰還後の五月一五日に、「協定」履行と宴享儀礼問題について再度玄との交渉を試みた。⁵⁹⁾玄は「府使ニハ只旧式ニ依リテ接遇セヨトノ命ヲ得ラレシノミ」と述べ、両問題について政府に指示を仰ぐ必要があるとし、再度交渉延期を要請した。玄は昨年の「協定」は、森山の東萊入府を容認したものではないとの見解を繰り返し、日本側が現段階で入府を強行しても府使が接受する理由はなく、両問題は玄らが専断し得る問題でもない以上、「只朝令ニ遵奉スルノ外他事ナシ」と述べ森山の了解を求めた。これに対し同席した広津は、度重なる朝鮮側の交渉延期が、朝鮮政府の意向というよりは玄の保身のための遷延策であると考え彼を論詰したが、玄は「皆

実事ヲ陳言セシナリ」と述べ、朝鮮側方針の了承を求めた。森山・広津がこうした玄の態度に憤慨して入府強行（擲出）の意向を示すと、玄は「強テ入府アルカ如シハ濫出ト見做ス」と述べた。森山・広津が擲出の責任を玄の「曖昧不決」に帰すと、玄は「過テリ但入府アルモ朝命ナケレハ府使ハ決テ迎接セス」と述べ、擲出を任意とし引き留めぬ意向を示した。これに対し広津は、玄のことばを裏付ける東萊府使の書簡を持参するよう要求し、翌日玄は府使伝令を持参して自らのことばが朝鮮政府方針を正確に伝達したものであることを裏付けた。⁽⁶⁰⁾ 伝令は服制が日本の内政問題であることを認めた上で、日本の礼服が西欧のそれに似ていることが疑惑を招いていること、森山の宴享大臣正門からの入場は新例を開くものであり政府の許可が必要であること、従つて日本側が妥協し旧例により宴享を実施することを要請するものであった。⁽⁶¹⁾

森山は、「此書ヲ以テ之ヲ見レハ弥変通ナラサルト見ヘタリ」、「昨日ハ猶議セント欲スル所モアリト雖トモ今此書ヲ見ルニ至テハ最早其議不相協ヤ必セリ」と述べ、朝鮮側が日本側要求を受諾する余地はなく、今や交渉決裂と判断せざるを得ないことを認めた。⁽⁶²⁾ しかしながら彼は五月二一日付の外務卿寺島宗則宛報告で、「右談判の結局は訓導より更に委情を京司に報し其処分を俟決答可致赴にて相終申候」と述べているように、再度両問題を朝鮮政府に照会し、最終的な回答を得た上で決裂を判断しようとした。⁽⁶³⁾ 同報告には「将来見込案」が添付されたが、それは決裂を前提として以後の方針案を提起するものであり、以下の基準が示された。「協定」履行に関する朝鮮政府決定が、①日本側要求を受諾したものなら「使事順成」と判断する、②旧式以外の接受を許可しない場合は決裂と判断し、「協定」不履行につき朝鮮側の責任を通告した上で理事官一行は引き上げる、③三〇日経過以後も訓導が待勘（不祥事に伴う行政処分）を口実に日本側との交渉を遷延するならやはり決裂と判断するが、朝鮮側方針の確答がない限り退去しない旨通告し、副官を上京させ本省の指示を仰ぐ。⁽⁶⁴⁾ 寺島の指示を仰ぐため、随員の外務五等書記生山之城祐長が上京した。⁽⁶⁵⁾

さて五月四日に明治政府が派遣を決定した軍艦二隻のうち、雲揚は同二五日、第二丁卯は六月一二日に倭館船滄に寄港した。⁽⁶⁶⁾ 倭館滄在中雲揚は昼夜となく空砲発射を繰り返し、⁽⁶⁷⁾ 六月一日には艦砲演習が行われて「大小砲五十発」が発射され、⁽⁶⁸⁾ 同一三日には寄港理由の聴取のため来訪した訓導玄昔運以下一八名の乗艦と同時に両艦による艦砲演習が行われたが、突然の演習開始に驚愕した玄の要請により中止された。⁽⁶⁹⁾ 雲揚は同一九日に出航し、朝鮮東岸の測量に赴いた。これは広津の建議に即した砲艦外交の実施であり、同一三日に対日政策を確定するため朝鮮政府が開催した時原任大臣会議への圧力行使を意図したものであつた。会議に参加した朴珪寿は、大院君宛書簡で「見今彼之火船載兵而來、雖自称護其使价云爾、而恐動之意的然可知」と述べているが、会議開催を見計らつて軍艦を派遣した日本側の意図は朝鮮側にも明瞭だったのである。

四 六・一三時原任大臣会議の開催と「遷延論」の勝利

先述したように、朝鮮政府の対日政策を確定する時原任大臣会議は六月一三日開催され、国王高宗、原任大臣の李裕元（領中枢府事）・金炳学（領敦寧府事）⁽⁷⁰⁾・洪淳穆（判中枢府事）・朴珪寿（判中枢府事）、時任大臣の李最応（左議政）・金炳國（右議政）以下堂上全三六名が参加した。⁽⁷¹⁾ この会議についても田保橘潔氏や原田環氏の先行研究が詳細を明らかにしているので、ここでは会議において実質的発言権と決定権を有する時原任大臣の言動を中心に検討し、政策決定過程を分析する。

1 時原任大臣と堂上の見解

まず原任大臣の見解であるが、冒頭で李裕元が会議開催の目的を「惟在書契之捧不捧、外間以此事、其議不一」と述べ、対日政策に関する廟堂の見解が、明治政府書契を受理すべきであるとする「宥和論」と、斥けるべきで

あるとする「遷延論」とに分裂している現状を指摘して、両論統一の必要性を確認した。李は「遷延論」を原則論（「持正之論」）、「宥和論」を現実的政策（「權宜之政」）と評価し、前者を貫徹すれば後者は斥けられ、後者をとれば前者は差し置かれるとして評して、明治政府との紛争惹起は両論をいかに帰一するかにかかっていると指摘し、「宥和論」は弥縫策となるうが将来的憂慮は極まりないと述べて、高宗がその点を十分に配慮して決断を下すよう求めた。⁽⁷⁵⁾ 金炳学は、明治政府書契に朝鮮側が受理できない文言が三つあることを指摘し、このような文言の使用は己酉約条の成立以来三百年間なかつた驚くべきことであつて、宴享の際日本側が旧服を着用しないなら後々弊害が生じることが憂慮されると述べ、「遷延論」に同調した。⁽⁷⁶⁾ 洪淳穆は「宥和論」は朝鮮側から紛争を惹起しない点に主眼があり、「遷延論」は容認し得ぬ文言がある以上書契を受理しない点に主眼があると指摘するに止め、高宗の熟考と決断を要請した。⁽⁷⁷⁾ 朴珪寿は前年來の「宥和論」を改めて展開し、明治政府成立の通告と修好を目的として渡来した森山一行をを接受しないなら彼らは怨恨を抱き、明治政府との紛争惹起は必然であると指摘して書契受理を説くとともに、高宗にはそれぞの主張の長所を斟酌して決定を下すことを要請した。⁽⁷⁸⁾ 要するに、李・洪は両論折衷、金は「遷延論」、朴は「宥和論」を主張したのである。

次に時任大臣の見解であるが、李最応は、①日本の書契が対馬からではなく外務省から送付されたことは三十年なかつた事態である、②交隣を旨とする書契の文言に謙恭がなく称号は尊大である、③慰労のため特例として宴享を設けたにも拘わらずその諸儀礼を突然変更した、との理由から、「遷延論」を主張した（「日本書契、不由馬島、自外務省送来、三百年所無事也、不可許接、交隣文字、不有謙恭、称号之間、妄自尊大、不可許接、特設宴饗、寔出柔遠之德意也、諸般儀節、頓變前日、不可許接也」）。一方で彼は意見陳述の後半で、④日本は既に対馬藩を廃止し、書契は対馬島からではなく外務省から送付されたもので、その文言は日本國臣下の自國君主に対する尊称であつて朝鮮側が強いて改め得るものではない、⑤その他文言については大略修正されており、新た

な書契を携帶したにも拘わらず數十日を経過するのは誠意に悖り、日本側の信頼を失えば紛争が惹起する、との理由から、「宥和論」を主張した（「第念彼國既廢馬島、變更官制、一新政令、故交隣之地、通好底意也、八年之間、砲砲不已、今非馬島之送来也、即渠國之送来、而渠國臣子自尊其君之辭也、非可隣邦之強令變改者也、其他辭意、渠既略有改來、而既令改來之後、又此相持幾朔、有非誠信之道、隣國如有失信即生憂是慮」）。つまり彼は前半と後半が矛盾する意見を表明したのである。李の所見について田保橋潔氏は、「當時に於て最も進歩した意見」、「興寅君最心の啓言は、或は國王戚臣を代弁しているもの」と評されているが、⁽⁷⁹⁾ この評価は後半はともかく前半には該当せず、両論を揺れ動き独自の定見がなかつたことを示すものか、両論いずれが採用されても本身が可能となるよう「宥和論」を後半に付加したことと考えられる。金炳國は、書契文言の一点一画が慣行に違えば直ちに斥けるのが通例であるとの徹底した原則論を掲げた上で、明治政府書契の文言の相違は一点一画どころではなく、それが現在に到るまで問題が解決されないと述べ、責任は明治政府側にあることを指摘した。彼は日本側が、儀礼問題を口実に宴享の延期を計るのは不可解であると警戒を示し、書契を受理すれば差し迫つた紛争の懸念はなくなるが、その後日本側は朝鮮側が受け容れ難い要求をする可能性があることを指摘して高宗の決断を要請した。⁽⁸⁰⁾ つまり金は実兄の金炳學と同様明確に、「遷延論」を主張したのである。

最後に時原任大臣以外の堂上であるが、その大半は高宗の熟慮と決断を要請するに止まり、自己の見解を明確にしたもののは少數であった。朴珪寿はこの会議の後大院君に宛てた書簡で、「大抵大臣諸宰之意、默而察之、則胸中雖有受見書契、向後措處之意、而口不敢發、總皆懼劫、漫漶而止、此何為而然耶」と述べているが、この一節は、内心それに賛同していても会議の場では「宥和論」を主張し難い雰囲気の存在を示している。原田環氏はこれを「大院君の圧力」と解されているが、大院君も含め「遷延論」者による政治工作と圧力行使があつたことは十分考えられることであり、時原任大臣とは異なり発言権が制約される堂上は、公然と「宥和論」を主張して

後々責任を問われる事態を危惧して、保身のため自己の意見を明確にしなかつたと解することが妥当であろう。ともかく意見を明確にしたもののは全て「遷延論」者であり、外務卿書契の名宛人であり、対日政策確定に直接の利害を持つ礼曹判書の徐衡淳や、吏曹判書の金在顯、戸曹判書の閔致庠らが該当した。⁽⁸²⁾ 札曹判書自らが日本の要求を拒絶したことを意味するがゆえに、徐が「遷延論」を主張したことは注目されてよからう。彼は書契受理を求めて数年来の長期に亘り倭館に滞在する外務省関係者の真意は計りがたく、朝鮮側が己酉約条（「二百年不易之約条」）に違反する書契を受理するいわれはないと述べている。⁽⁸³⁾

2 李最応の策動と「遷延論」の勝利

さて御前会議である時原任大臣会議は、全員の意見陳述が終われば国王が決定を下すのが通例であるが、高宗は「炎暑」を口実に即座に決定を下すことを回避した。そして高宗と時原任大臣の間で、以下の奇妙なやり取りが展開された。

まず高宗が「衆言」を聞いて後裁可することを望むと述べ、炎暑が甚だしいことを理由として「賓厅」に退出し、「諸宰」に諮問した上で処分すると述べた（「予欲聞衆言而裁處矣、今日日氣甚熱、退出賓厅、与諸宰相議、帰正也」）。それを聞いた李裕元は反論し、後は高宗の処分を待つのみであり何をこの上相諮る必要があろうかと反論した（「此在自上处分、有何更爲相議者」）。すると金炳学が高宗に賛同し、炎暑がこのようでは退議の命がある以上、退出後に諸宰の議から適切なものを選定すべきであると述べた（「日熱如此、且有退議之下教、退出後、諸宰之議、謹當以文字書入矣」）。金炳国もそれに賛同した（「諸宰既登前席、下詢可否好、而見今午熱如此矣、次第仰奏之際、目當稍遲延退後、各陳所見、以為書入亦好矣」）。高宗は対日方針決定について後で命令を下す意向を示し（「此後則申飭可也」）、李最応はそれに従う意向を示した（「謹依下教申飭矣」）。高宗は「倭館事不得

回啓矣、諸宰意見、各書書入也」と述べて、この問題の討議を打ち切ろうとした。李裕元は高宗に抵抗し、この時原任大臣会議は他の廟議と異なることを指摘して、「帰一」の処分がなければ自分達は例に循い退出するにしながらも、このことは隣国に聞かしめるべきではない、これを聞けば日本側はその時何と言つだらうかと述べて、國論が統一されず対日政策が確定されないことへの強い憂慮を表明した（「前以倭館事、多有仰奏、而迄無出場、誠可悶然矣、今日賓筵、異於他事次対、而如無帰一之廻分、臣等循例退出、則此不可使聞於隣國、以是聞之、其時如何為言乎」）。これに対し高宗は李に、「我が事情を日本人がどのように知るのかと尋ねると（「我が事情、彼人何為知之耶」）、彼は、遠からぬ対馬島から朝鮮の情報を続々と伝わることや、国内に日本の間諜（「細作」）がいることを指摘した（「対馬島相拒不遠、統統相伝、安知無細作之在於我境内乎」）。

この奇妙なやり取りを理解する手がかりは、①高宗が「賓序」に退出し「諸宰」に諮詢すると述べたこと、②高宗の會議打ち切りに賛同した金炳學・李最応・金炳國がいずれも「遷延論」者であり、抵抗した李裕元が「宥和論」にも妥当性を認めて両論「帰一」の必要性を説いたこと、にあると思われる。

「賓序」とは議政府の執務所であり、その「諸宰」とは議政府で国王を補佐する三政丞、この場合時任大臣の左議政李最応・右議政金炳國である。従つて高宗が賓序で諸宰と相諮るというのは、李・金への諮詢を意味する。「遷延論」を掲げる彼らに諮詢すれば、対日政策は当然に「遷延論」のラインで決定されよう。また賓序の諸宰ではない原任大臣の李裕元・金炳學・洪淳穆・朴珪寿らは参与し得ず、政策決定から排除されることになる。そしてそれは「宥和論」に理解を示す李裕元・洪淳穆、「宥和論」の主唱者朴珪寿を排除することを意味する。よつて「宥和論」は不採用となる。こう考えると「遷延論」を支持する金炳學・李最応・金炳國が高宗に賛同し、李裕元が國論帰一を掲げて高宗に抵抗するのは当然といえる。

対日政策確定という重大事項の決定を「炎暑」を理由に回避すること自体が不自然であり、裏面の事情の存在

を示唆している。恐らく高宗の行動は、李最応を中心とする「遷延論」者の策動の産物であろう。つまり七五年三月の段階では未だ「宥和論」を支持していた高宗は、自らを直接補佐する李・金の影響下に「遷延論」者に取り込まれ、この時点で寝返りを打つたのである。⁽⁸⁴⁾ そして最終決定権を保持する高宗がこのような態度をとったことににより、「遷延論」者が勝利し「宥和論」者は敗退した。

この点の傍証となる史料として、会議後に朴珪寿が李最応に宛てた書簡がある。この書簡の末尾に以下のようない節がある。⁽⁸⁵⁾

凡事必議論帰一然後乃可做得、而況國家大事也、豈可以閣下獨見而行之乎、必也上得 聖意許可又得院閣詳燭深量然後乃左右者也（「およそ議論は帰一してその後行われるべきである。まして国家大事においてはそうであり、どうして閣下（李最応、筆者註）の独見を以て行い得ようか。必ず国王殿下的許可を得、大院君閣下の深慮に照らして後はじめて左右すべきである。」）

朴のことばはこの会議における「遷延論」勝利が、李最応の策動の結果としての独断專行（「閣下獨見而行之」）であることを裏付けるものであり、交渉決裂に直接の政治責任を負つものは從来言われてきたように大院君ではなく、その実兄の左議政興寅君李最応であることを示すものである。

3 対日政策の確定

朝鮮政府の対日政策は、結局以下のように決定された。⁽⁸⁶⁾

議政府啓曰、（中略、筆者註）日本書契、不由馬島、自外務省送來、三百年所無事也、則不可許接、一也、交隣文字、不有謙恭、稱為之間、妄自尊大、則不可許接、二也、特設宴饗、寔出柔遠之德意也、諸般儀節、頓麥前日、則不可許接、三也、事係邊政、極為審慎、而不可止令訓導、連事責諭、別遣解事訳官、逐條歸正、斯速登聞後、更為稟處何如、伝曰尤、

つまり「協定」履行や宴享儀礼改變等日本側の要求を拒否し、訳官の別遣により朝鮮側方針を日本側に受諾させるという内容であった。この決定が李最応の時原任大臣會議での発言の前半の「遷延論」を採用し、後半の「宥和論」を削除したものであることは一見して明らかであり、李が「独見而行之」つたことが解る。ここに日本側の要求は最終的に拒絶されることとなり交渉決裂は不可避となつた。

さらに六月二十五日には、①朝鮮政府が書契を直接受理した前例がないことを根拠として、必ず東萊府と書契を交換すべきこと、②今回も書契を東萊府で受理し、斥くべきものはこれを斥け許すべきはこれを許すを朝鮮政府の柔遠の徳意とすること、③別遣訳官を派遣し森山らを説得すること、が決定された。⁽⁸⁷⁾これは日本側に朝鮮側要求の一方的な受諾を求めて事態を收拾し、明治政府との紛争を回避しようとするもので、森山らを説得し得ないのは東萊府使の対応に問題があり、事理を尽くして彼らを説得すれば功を奏するという認識があつた。⁽⁸⁸⁾このことは李最応・金炳國が事態の本質を全く洞察できていないことを如実に示すものであつた。

五 日朝交渉決裂と決裂後の両国当事者の動向

1 森山茂

朝鮮政府決定は、六月二十四日に訓導玄昌運から理事官森山茂・副官広津弘信に伝達された。⁽⁸⁹⁾倭館を來訪した玄

に対し森山は、「今日ハ両国好交成否ノ一段ナレハ婉曲ノ語ヲ用ヒス判然貴國ノ決答ヲ承ハラントス如何」と尋ねた。玄は「日本ト信ヲ失ハス從前ノ如ク善ク交ルヘシトノ教意ナリ」と述べ、日本側要求が拒絶されたことを示唆した。広津が、「今旧慣ニ依テ交ルヘシトノ「到底新服ヲ用フル片ハ相接ヒサルトノ意ナリヤ」と確認すると、玄は、「請フラクハ旧服ヲ以テ相接アリタシトノ議ナリ」と答えた。広津が「愈新服ニテハ断然許施スヘカラストノ教意ナリヤ」と再度確認すると、玄は「然リ新服ニテハ断然許施スヘカラストノ教意ナリ」と回答した。

森山らは、朝鮮政府が「協定」履行と宴享儀礼改変を拒否したことを見抜いたのである。森山はこの時点で交渉決裂と判断し、同日外務卿寺島宗則に、副官広津を先に帰国させることを上申し、速やかに進退の指令を下すことを要請している。⁽⁹¹⁾ 七月三日、広津帰国の当日に、玄は別遣訳官金繼運の派遣を報知したが、帰国は予定通り行われた。⁽⁹²⁾ 森山の目標は、朝鮮政府に「協定」を履行させ、条約締結予備交渉を行うことについたので、日本側に朝鮮側方針の一方的な受諾を要請する別遣訳官と会見する意思を持たなかつた。彼は朝鮮政府派遣官員との会見には洋式大礼服着用が必要であるとの口実を以て、金との会見を拒絶している。⁽⁹³⁾

六月二十四日以後、森山は寺島に報告を送付しているが、それは理事官引き上げの迅速な決定を要求するものであつた。⁽⁹⁴⁾ 東京に到着した広津も、政府要路に理事官進退に関する方針を確定するよう請願している。⁽⁹⁵⁾ 七月一七日に住永辰妥外務七等書記生が金繼運と会見し、朝鮮政府方針の変化が皆無であることが確認されたので、森山は寺島に理事官引き上げを督促した。⁽⁹⁶⁾ 九月三日寺島は、「理事報告」の名目で森山に倭館退去を命じたので、江華島事件勃発の翌日の九月二一日に彼は退去した。⁽⁹⁷⁾

2 朴珪寿と李最応

朝鮮側では朴珪寿が、「宥和論」実現の最後の努力を継続していた。高宗が李最応・金炳國ら「遷延論」者に

取り込まれたので、彼は残された切り札として大院君に「宥和論」を支持するよう説得を試み、政界復帰と「宥和論」に基づく対日政策指導を要請した。⁽⁹⁷⁾ 朴の企図の実現は必然的に、①癸酉政変により実現した高宗親政の転覆、⑤大院君と対立関係にあった李最応らの政治的影響力の排除、⑥大院君の権力行使による時原任大臣会議決定の無効化、を伴う。従つて朴は李最応への権力的対抗策として新たな政変を画策し、「第二次大院君政権」の樹立を企てたことになる。彼は時原任大臣会議直後に大院君に宛てた書簡⁽⁹⁸⁾で、日本軍艦の寄港と滞在が「協定」実現のための圧力行使であるとの指摘に続いて「則此可謂兵機已動矣」と述べ、日本の武力行使が既に開始されたとの認識を示し⁽⁹⁹⁾、行使以後は王朝の威信に関わる以上、書契受理による宥和を望もうともその道はないと指摘して、まさに今こそ失うことなく妥協すべきであると説得した。⁽¹⁰⁰⁾ また李や金の別遣訳官派遣による説得工作を、「而今又為別遣訳官一一帰正之意回啓者、此何意味乎」と述べ、森山らが明治政府の正式な使節であることを指摘して、彼らに侮辱を与えることになると述べて批判した。⁽¹⁰¹⁾ 彼は自分の見解が大院君のそれとは一致しないと述べて、「宥和論」がなし得ない理由を挙げてその非を自分に示すよう要求しているが、それは形を変えた説得であり「宥和論」支持の要請であった。⁽¹⁰²⁾ この書簡の最後で彼は、大院君が国政への関与を望んでいないかも知れないが、対日問題が王朝の安危に関わる大問題であるとして、失策を後悔する前に漢城に帰還して国政を指導するよう依頼し、即刻行動するよう求めていた。しかし「遷延論」の主唱者の一人である大院君が「宥和論」に与するはずもなく、以後も彼は拱手傍観の態度で臨んだ。結局大院君に危機のリーダーシップを求めた朴の方策は失敗に終わったのである。この時点を以て、朝鮮政府内部の「宥和論」者の努力は挫折し、その敗退は確定的となつたのであり、朝鮮側が日本側の「協定」履行要求に積極的に対応して交渉を妥結する可能性も失われた。ここに両国が交渉を通じて新関係を樹立する可能性は完全に失われたのである。

朴珪寿は七月三日の広津帰國を以て交渉決裂と判断し、これを契機として、「宥和論」から日本の武力行使を

前提として外交的損失を最小限度に止める政策へと転換した。訓導玄旨運が広津の帰国を報じた直後、李最応宛書簡で彼は以下のように述べている。^(四)

昨見訓導書、則輪船専為帰去、而森倭獨留云、其意必待別遣下去後、乃去也。此非望受書也、明知必不順成、而猶且留待者、則分明結末而去也、彼之處事、則乃如此（傍縁は筆者）

つまり朴は、森山（「森倭」）は既に交渉決裂と判断しており、もはや書契受理を望んではおらず、なお倭館に残留しているのは別遣訳官到着を待つて決裂を最終確認し、その後退去するためであると、その動向を的確に認識していた。続いて彼は李の「遷延論」に基づく対日政策を批判して、「而我則斥退与許受之間、一向無明白決断、而只事相持如是中、無非示弱也、見侮也、見輕也、到今更無許受之勢、而生事激変、則迫在朝夕矣、到此地、頭無容更事商量、而既以斥退為主、則斥退之說、亦當有分明結末為可矣」と述べ、①明治政府書契の受理・斥退について明確な決断をせずその中をとるという彌縫策は、日本に対して朝鮮の弱さではなく侮蔑と軽視を示すことになる、②日本の武力行使が差し迫っている以上商量の余地はなく、それが大勢を占めているのだから書契斥退という方針を選択して対処すべきである、との見解を示した。^(五)つまり朴はこの一節で、実効性が失われた「有和論」を放棄し、日本の武力行使を前提した対処を模索する必要を説いたのである。

しかし李は、別遣訳官派遣による森山説得が功を奏するとの展望を持ち、日本の武力行使の可能性を低く見積もっていたので、この時点では朴の勧告を真剣に受け止めなかつた。相変わらず彼は「前例所無」の所説を反復し、明治政府の要求受諾は臣隸化を招き、日本人に混じり西欧人が潜入する事態を招くと主張している。これに對し朴は、李の所説は朝鮮国内でのみ通用するものであり、日本人が閑知するところではなく、朝鮮の弱さを日

本側にさらけ出すのみであると反論している。^[16]

李最応が事態の切迫を自覚したのは森山説得が不調に終わった後であり、朴に対応策を下問した。朴は李への返書で、宴享儀礼問題という些末事を外交紛争に転化して対日交渉を決裂させたことや、交渉という重要事項を政府が直接管掌せず訳官に委任したことを見て、「遷延論」に基づくその対日政策を徹底的に批判している。^[17]これを契機として朴は政治的復権を果たし、対日政策におけるその指導力を回復した。江華島事件のほぼひと月前の八月九日に、朝鮮政府は交渉決裂の責任を日本側に帰し、明治政府書契斥退を決定しているが、それは先述した朴の提言に沿つものであった。^[18]一二月一七日に李最応は領議政となり、朴珪寿は彼と提携して日朝修好条規締結に至る対日交渉を指導した。^[19]

六 むすびに

以上、「遷延論」に基づく対日政策を推進する左議政李最応の策動により、朴珪寿が主唱する「宥和論」が排斥され、「遷延論」が対日方針として採用された結果、七五年朝日朝交渉が決裂したことを確認した。このことは以下を意味する。

從来朝鮮政府の対日政策の展開過程は、大院君と閔氏戚族間の権力闘争と結びつけて解釈され、癸酉政変後成立した「閔氏政權」は、政敵大院君の鎖国攘夷政策を対日開国政策へと転換し明治政府との関係修復を試みたが、政変以後も継続した閔氏戚族と大院君の権力闘争の結果、大院君とその支持勢力の台頭により再び鎖国攘夷政策が優勢となり、その関係修復努力は挫折に追い込まれたと説明してきた。^[20]しかし本稿が明らかにしたように、政敵大院君が主唱した「遷延論」に同調して朴珪寿の「宥和論」を排斥し、明治政府との交渉を挫折に追い込んだのは、閔氏派の中心人物の李最応・金炳國らであった。つまり從来の説明枠組に反して、日朝交渉を挫折に追

い込んだのは「閔氏政権」ということになる。これが合理的に説明できるのは次の二つの場合である。^② 李最応・金炳國らを閔氏派とする従来の説明が誤つており、彼らは終始大院君の意を体して行動した。^⑤ 「閔氏政権」の担い手である彼らは大院君と政治的に対立していたが、対日問題に関しては提携して「宥和論」を排斥した。いずれにせよ朝鮮政府の対日政策の展開過程を、大院君・閔氏戚族間の権力闘争と結びつけて解釈する既存の説明枠組は、実証的に破綻しており妥当ではない。つまり癸酉政変以後七五年までの朝鮮の権力構造を再検討し、新たな説明枠組を構築することが必要となる。

それではどのような説明枠組が妥当であろうか。七四年期日朝交渉に関する一連の拙稿^[14]と本稿で、①七三年末の癸酉政変から、七六年初めの日朝修好条規締結までの時期に展開された権力闘争は、大院君と閔氏戚族の対立のみに単純化できず多元的であったこと^[15]、②七四年には李裕元と朴珪寿、七五年には李最応と金炳國が、議政府の実権を掌握して政治指導したこと^[16]、③大院君は従来言われてきたように癸酉政変により失脚したのではなく、下野の後もなお国政において國王高宗と同等かそれ以上の最終決定権を保持しており、元老政治家として国政の重要事項の諮問を受けていたこと^[17]、④時原任大臣会議において李最応の策動に直面した朴珪寿は、大院君との提携を試みたが果たせず、最終的に李との提携を選択したこと^[18]を確認した。これらの事実を手がかりとして筆者なりの仮説を提示し、本稿の結論としたい。筆者は癸酉政変により直ちに「閔氏政権」が成立したのではなく、過渡的に高宗親政を補佐する長老政治家の集団指導体制が成立したと考える（この集団指導体制を便宜上「癸酉体制」と呼ぶ）。「癸酉体制」の中心となつたのは、大院君政権以来の長老政治家である李裕元・金炳學・洪淳穆・朴珪寿・李最応・金炳國らであるが、大院君下野により権力・政策両次元において国政を統合する核が不在となりその方向性が喪失したことや、長老政治家同士も権力・政策両次元で対立しており内政・外交両面に亘る政治的コンセンサスが欠如していたことから、この体制は極めて不安定であった。^[20] 政変以後の高宗親政が内政・

外交において試行錯誤を繰り返したこと、⁽¹⁾ 李裕元・朴珪寿から李最応・金炳國へと政丞が頻繁に交代したこと、⁽²⁾ 政丞職にあった長老政治家が、政変以後展開された多元的権力闘争を收拾できなかつたことはその例であり、七年期日朝交渉はこうした政情の影響を直接被ることとなつた。朴珪寿の「宥和論」に基づく対日政策の実効性も、彼が右議政として権力の座にあつた七四年限りのものであり、翌年政丞職が朴と対日認識を異にする李最応・金炳國へと交代すると「遷延論」に基づくそれへと転換され、さらには李により対日政策論争が、六・一三時原任大臣会議において政争の具に転化されることにより葬り去られたのである。つまりは「癸酉体制」の不安定さが、朝鮮政府が一貫した対日政策のもとに対日交渉を推進することを不可能ならしめ、その結果七五年期日朝交渉は挫折したのであつた。

〔註〕

- (1) 田保橋潔「近代日鮮関係の研究」朝鮮総督府中枢院、一九四〇年（文化資料調査会、一九六三・四年復刻）、上巻、第七章（三五五—九二頁）。原田環「朴珪寿の対日開国論」『人文学報』四六、一九七九年（同）『朝鮮の開国と近代化』渓水社、一九九七年に所収）。なお大久保政権期の明治政府の対朝鮮政策と外交官森山茂が推進した対韓交渉を分析したものとして、高橋秀直「明治維新时期の朝鮮政策——大久保政権期を中心に」、山本四郎編『日本近代国家の形成と展開』吉川弘文館、一九九六年、三七一—九二頁。がある。

(2) 指摘「一八七四年の『日朝協定』」『坂大法学』第四八卷第一号、一九九八年、一二二六—七頁。

(3) 精谷憲一氏は朝鮮近代政治史研究において國家権力の動向、諸政権の権力構造や政策内容とその性格の分析が立ち遅れており、政治支配体制の変遷の具体的な考察を含めての政治史の全体的な理解が課題であると指摘されているが（精谷憲一「閔氏政権上層部の構成に関する考察」『朝鮮史研究会論文集』二七、一九九〇年、六九頁。同『朝鮮の近代』山川出版社・世界史リブレット43、一九九六年、三頁。）、本稿における作業はこの課題に寄与することを目的のひとつとしている。

(4) 朝鮮史編修会編『朝鮮史』第六編第四卷上、同会、一九三八年、三三四、三五〇—一頁。『承政院日記』（以下「日記」）高宗

一一年（一八七四年）九月二六日条。中枢府は実職のない上級官人優遇のための官署で府事は長官、判事は次官。なお本稿は日時の表記にあたり旧暦を新暦に換算し、史料の引用にあたり公刊史料・未公刊史料を問わず漢字は原則として当用字体に変えてある。

（5）「日記」高宗一一年一一月一七日条。

（6）「日記」高宗一一年一一月初四日条。

（7）同上、同年一二月一三日条。

（8）外務省編「日本外交文書」第八卷、一一〇号文書（以下、NGB.8.23.レシピょうよう略す）。

（9）NGB.8.18.

（10）NGB.8.24.

（11）これについては拙稿「一八七四年における日朝代理交渉の展開（一）」「阪大法学」第四六巻第六号、一九九七年、九四一～一頁、註（5）参照。

（12）「日記」高宗二二年（一八七五年）二月初五日条。以上本稿第二章第二節の記述はこの史料に基づく。

（13）「日記」高宗二二年二月初九日条。

（14）これについては前出註（11）拙稿、拙稿「一八七四年における日朝代理交渉の展開（二・完）」「阪大法学」第四七巻第一号、一九九七年。参照。

（15）前出註（2）拙稿参照。

（16）倭館とは朝鮮王朝が釜山草梁項に設けた対馬人の居留区域で東萊府使により管轄された。外務省は一八七二年に倭館を接收し「大日本公館」と称し対韓交渉の拠点とした。倭館には対馬からの使者の応接所・宿泊所・貿易所等が設営されており、宴享大庁は使者の応接を行う施設であった。日本からの使節・対馬藩主の使者が釜山に到着すれば、最初に倭館設門内の客舎で朝鮮王朝歴代国王の位牌に対する禮拝が行われ、次に宴享大庁で接慰官（日本からの使者を接受する朝鮮政府の官員で中央政府から派遣される京接慰官と東萊府使等地方官から任命される郷接慰官の二種が存在）による慰労の宴が催されるのが通例であった。詳細は、田代和生「近世日朝通交貿易史の研究」創文社、一九八一年。金義煥「釜山倭館の職官構成とその機能について—李朝の対日政策の一理解のために—」「朝鮮学報」第一〇八輯、一九八三年。参照。

（17）外務省記録一門一類一項二三四号「対韓政策関係雑纂 日韓韓交ノ為森山茂、広津弘信一行渡韓關係」所収「朝鮮理事事誌」（外務省外交史料館所蔵、以下「理事誌」と略す）明治八年三月二七日（以下「明治六年」は省略）。宴享儀礼問題の意義について

では註（2）拙稿、第四章「結語」、二三五～八頁参照。宴享儀礼問題は、「一八一九世紀の英國が、外國貿易をカントン（広州）一港に制限し、外國人居留者を夷館（アクトリー）に隔離した清國のカントン・システム（カントン貿易制度）を打破し、両国の対等関係を樹立しようとした際の儀礼問題と酷似しており、森山の行動は有名な「椅子の争い」(battle of chairs)を彷彿させるものである（坂野正高「近代中國政治外交史」一九七三年、一一九～五四頁参照）。日本と朝鮮の儀礼をめぐる対立は、英國と清國の対立とのアナロジーで捉えると理解しやすい。森山は一八七五年二月、理事官として渡韓する直前に駐日英國公使パークスを訪問し、朝鮮における日本人がかつて長崎において蘭人・唐人が受けた待遇と同様に、草梁倭館の狭隘な地域に閉じこめられていることを認め、こうした待遇が旧対馬藩所属の日本人が朝鮮人に追従することに起因すると述べた。パークスは森山がこうした体制を打破する意思を持っていることを認め、その行動と嘗て英國がカントン・システムを打破しようとした行動とに類似性を見ていた（石井孝「明治初期の日本と東アジア」有隣堂、一九八一年、一九七～八頁参照）。

森山は日本人の居留と貿易が草梁倭館に制限される管理貿易体制の打破を目指し、その前提として朝鮮側に日本人を朝貢者と位置づける從來の儀礼を改めることを要求したのであるから、両者の類似は当然であった。恐らく彼は英國の外交行動を自らの模範としたのであろう。なおこの会見で森山はパークスに洋服着用を固守する意向であると語っている（同右）。つまり彼は当初から非妥協的姿勢で交渉に臨むつもりだったのであり、パークスに戦争を手段とした朝鮮開国の構想を語っていることからして（同右）、朝鮮側が自らの要求を妥協しなければ交渉を決裂させる意図であった可能性がある。実際彼は交渉において妥協的姿勢で臨むことを内容とした七五年四月二九日付追加訓令（本稿第三章第四節参照）を無視している。

- (18) 「理事誌」三月二七、三二日。
- (19) 同右、三月三一、四月三日。
- (20) 同右、五月三日。
- (21) 「日記」高宗一二二年三月初四日条。
- (22) 大韓民國文教部国史編纂委員会編纂発行、韓国史料叢書25「龍湖閣錄」四卷（原本第二二冊）、一九八〇年、一一三一号文書
「別論」。これについては前出註（2）拙稿「四四頁」註（34）参照。
- (23) 韓國学文献研究所編「韓國近代思想叢書」「朴珪寿全集」亞細亞文化社（서울）、一九七八年、上巻、七五四一七（「乙亥正月日本書契将来而受之不可之意有雲閣書故上答」、以下①書簡）、七六〇一（以下②書簡）、七六三一八頁（以下③書簡）所収の各書簡。
- (24) 同右、七六八一九頁所収の書簡（「答上左相興寅君李最忠乙亥一月日本書契來到萊館時」）。

(25) 原田前出註（1）論文参照。

(26) 「龍湖開錄」一一三〇号文書「大院位錄記 直谷問商倭情条弁」。

(27) 同右。「前略」筆者註（以下同）今日派來專使、無異使我納款也、可痛可痛、一廢闕白（徳川將軍、筆者註）後、始稱大日本云者、是不成說、觀於倭漢三才圖会、日本地図、已書大日本、則前之称皇稱大於其國、而不敢書於書契者、今忽称之、其意果何在也（後略、筆者註、以下同）。なおこれらの論換は書簡の該當箇所の逐語訳ではなく書簡全体の論旨と朴珪寿書簡における大院君への反駁を踏まえた意訳である。

(28) 同右。「前略」一、不送八使、則不行宴享、而意在交易而已、若然則不必至萊府（東萊府、筆者註）、而沿海外、無處不往、而一依中國通行之例而意之也、既至此境、則國何為國乎、人何為人乎（後略）」、「一、（前略）其後設客舍於草梁、受倭人肅拜、而八道接恩官、又使萊伯（東萊府使、筆者註）專管、凡事必任訖（訓導、筆者註）周旋、而宴享外、萊伯不接倭人、所以尊朝廷嚴國体也、今若不用任訖、不行宴享、即行萊府、則事面大壞、坊間蕩然、彼猶不足於萊府、則將直抵監營（大邱、筆者註）、又主上京、恣行其欲、無所不到、則誰任其咎、誰然其後乎（後略）」。大院君が日本人に混じり西欧人が朝鮮に潜入する事態を危惧していたことは、朴珪寿が彼に宛てた書簡に、「前略」載米洋人到處開市下陸恣意行之説、此為米頭之慮也（後略）（前出註（23）「朴珪寿金集」、②書簡）、「前略」此事之最為疑慮者、全在於洋人之德凶混入也、此之深慮人人皆然也、然而慮其後患於未発、而先挑目前之禍敗（後略）（同③書簡）、とあることから解る（なお朴書簡の説点は筆者による、以下同じ）。

(29) 同右。「前略」一、日本交通洋夷、迷惑邪法、學習器納（この場合西歐化、筆者註）至於剃髮變服、而不知其耻、是莫非倭而即洋夷也、名雖倭人所納、無異洋夷書契也（中略）則今番事、与壬辰（壬辰倭亂、つまり文禄の役、筆者註）大不同矣、領事官云者、洋人在北京所称也、今以此例、行之於我、此非倭人之所為也、即洋醜之做出也（後略）。

(30) 同右。「前略」一、書契真諺相半、雖其國俗、然從前取來書契、既無此事（中略）所謂倭諺洋諺（日本の假名文字・西歐のアルファベット、筆者註）、我無知之者（中略）中國之於我國、未嘗以清金等書（滿州語の書契、筆者註）送之、倭又前未有此、即退却不受、事理當然」。

(31) 同右。「前略」昔趙盈王身被胡服而俗終不化、齊湣王兵強於天下、禍不旋踵、秦皇廢封建為郡縣（春秋戰国期の故事を踏まえているが内容的には西歐化・軍械と外征・封建制廃止、筆者註）、而亡在其後、今倭兼有此三者、其國豈能無禍乱乎、且倭人之中、必多不学邪術者、閔伯（徳川將軍、筆者註）余党（旗本・御家人・親藩・譜代、筆者註）諸島世襲者（外様大名、筆者註）之罷職者、料必相怨（後略）」。

(32) 同右。「(前略)」一、或曰、今若不受書契、則當有目前之禍云々、如人方痛大腫、不敢先試鍼藥、而追後潰烈、則其害當何如哉、其所謂火未及燃、吶響為安者也。(後略)」

(33) 朴は李最心にも同様の進言を行つてゐる。「(前略)」今此堅拒而相詰、未知當如何結末乎、彼若終至擲出、則是自我買取其凌蔑毀規之恥也、若愚意則第聽其來納於萊府、然後使之退待朝廷處分於館中、似為最方便道理矣(後略)」(前出註(23)「朴珪壽全集」、註(24)書簡)。

(34) 前出註(23)「朴珪壽全集」、「(前略)」其曰勅字、即其臣之奉命而來之謂也、渠自奉其君之勅而來也、此字豈加於我哉、又何必禁止爭弁乎(後略)」(2)書簡)、「(前略)」然則尋常書契、外務卿抵札判(札曹判書、筆者註)、大丞抵札參(札曹參判、筆者註)、少丞抵札議(札曹參議、參議は局長級、筆者註)、而通信之書、則我之議政抵其所謂太政官、未為不可事勢、節次自忘如此也、雖其不然、而兩君相連、則只曰某國王致書日本國皇帝勿書大字可也、從其自称而書之亦可、但不宜稱陛下也、不稱陛下、彼亦不以為恠、觀其中國往復互無陛下之字、則必不望我之称此也、彼只以隣國望我之依舊和好(後略)」(3)書簡)。これらの論換も逐語訳ではなく(1)～(3)書簡全体の論旨を踏まえた意訳である。

(35) 同右、「(前略)」今若於書契之改修而來也、又復斥而不受、則彼必以為吾則至矣尽矣而向其侮辱之至此耶、此豈非自我激變之事乎、彼之幾年見阻惱咎於任職、故所以必欲面伝於萊府也(中略)一見萊伯而漸次求見監營求見京師、此皆逆料之慮也(後略)」

(1)書簡)、「(前略)」載來洋人到處開市下陸恣意行之說、此為來頭之虛也、今其書中何曾有半句語及此者乎、苟有此弊、則到其事嚴斥拒之、不患無說矣(後略)」(2)書簡)。

(36) 同右。「(前略)」彼若於三百年通好之地、忽然不通信息、既变更国制廢革馬州、而仍又不通報於我、則之可謂渝盟也(中略)約條所無也、今彼則以依旧通好之意、請自其外務省通書、此豈自彼渝盟乎、永結鄰好相安無事、此為約條之大節也、此豈約条所無乎(後略)」(3)書簡)。

(37) 同右。「(前略)」今閏下深憂遠慮、專在於彼方(日本、筆者註)與洋打成一片也、專在於受此書契、便是示弱也、小生深憂遠慮亦在於倭洋一片、故謂不宜自我啓覺也、亦在於便是示弱、故謂不宜不受書契也、何以言之、彼既與洋一片、則積鬱之癢、必動兵戈矣、積年覬我之洋、獨不合勢而起乎(中略)強弱不係於書契之受与不受、而足為彼之執言以作兵名矣(後略)」(1)書簡)。

(38) 前出註(23)「朴珪壽全集」、七七一～五頁。この書簡で朴は李の「遷延論」に基づく対日政策を、「(前略)」而延施歲月則日本有自亂作而閑白復立馬島(対馬藩、筆者註)復設事事如吾意乎、今此延施歲月之計、又未知何為而然也(後略)」、と厳しく批判している。金については本稿第四章参照。大院君同様明治政府の外交要求の全面的拒絶を主張する点で彼は実兄金炳学とともに保守派の最右翼であつた。

- (39) 註(26)に同じ。
- (40) 「理事誌」四月一五日。
- (41) 同右、四月一九日。
- (42) 同右、四月二三日。NGB.8.29.
- (43) 石井前出註(17)書、一九七一八頁。森山は七五年一月のバーナークスとの会談で、明治政府が彼に軍艦を提供しなかつたことに不満を表明してゐる。
- (44) 曽村保信氏は砲艦外交について、①決定型(Definitive)、②目的追求型(Purposeful)、③触媒型(Catalytic)、④意図表明型(Expressive)、とジョナサン・ケーブルの分類(James Cable, *Gunboat Diplomacy, 1919-1979, 1981*)を紹介している(「海の政治学」、中央公論社、一九八八年、一七六頁参照)。同書で曾村氏は、「触媒型」の一例として、砲艦外交により相手国の住民の不満と不安を醸成し、相手国国民の手により不都合な政権を駆逐する場合を挙げておられるが(同右)、広津の提議した砲艦外交は、軍艦の派遣により朝鮮政府内部の権力闘争に間接的な影響力を行使し、日本にとり好都合な閔氏戚族を勝利させ不都合な「攘鎖党」を駆逐することを目的としていた。自らの武力は行使せず閔氏戚族の手により「攘鎖党」を駆逐しようとしたのだから、やはり「触媒型」に分類されよう。
- (45) 「理事誌」、四月二四日。
- (46) 同右、四月二五日。「理事誌」には「同十七日」と表記されているが前後の記述からして一五日を誤記したものと考えた。
- (47) 同右、四月二七日。
- (48) NGB.8.30.
- (49) 「公文録」明治八年五月海軍省之部、「雪揚艦外一艘対州朝鮮海路廻航ノ儀届」。
- (50) 石井前出註(17)書、二〇二頁。
- (51) 「理事誌」五月二一日。
- (52) 同右、五月八日。NGB.8.32。「附記」。
- (53) 同右。
- (54) 同右、五月九日。
- (55) 「使清日記」は、明治三一六年にかけて清国との交渉に携わった鄭永寧など外務省実務陣により記録・編纂されたもので「日本外交文書」の「清國トノ修好通商章程締結ニ關スル件」の主要典拠となつてゐる。この記録の明治六年六月二一日条に

は、外務大臣柳原前光が清韓宗属関係を清国側に照会した箇所があり、柳原は清国が駐清米公使フレデリック・ロウに朝鮮は属国であるが内政教令に関して関与しないと回答したことが事実であるか確認した。清国側がそれを肯定すると、柳原は朝鮮の和戦権利について清国が関与しないかを確認し、清国側は関与しない旨回答した（姜龍錫「征韓論政変 明治六年の権力闘争」サイマル出版会、一九九〇年、二七七～九頁参照）。これは明治政府が朝鮮を「独立国」と見なすことを正当化する根拠のひとつとなつた。森山が示したのもおそらくこの箇所であろう。

- (56) 「理事誌」五月九日。
- (57) 同右。
- (58) 同右。
- (59) 同右、五月一五日。
- (60) 同右、五月一六日。
- (61) 同右。
- (62) 同右。
- (63) NGB834.
- (64) 同右、「附属書」。
- (65) 同右。
- (66) 「理事誌」五月二二五日、六月一二日。
- (67) 同右、五月三一日。
- (68) 同右、六月一日。
- (69) 同右、六月一三日。
- (70) 同右、六月一九日。
- (71) 前出註(23)「朴珪寿全集」、七五七～六〇頁（「乙亥五月」、以下④書簡）。
- (72) 敦寧府は王室の外戚の官署であり府事は長官。なお金炳煥は金炳國の実兄で実弟同様安東金氏の領袖にして領議政経験者。
- (73) 「日記」高宗一二二年五月十日条。先行諸研究は会議開催の日時を六月九日としているが換算ミスであろう。以下本章における会議の記述はこの史料に基づく。
- (74) 田保橋前出註(1)書。原田前出註(1)論文。

(75) 註 (73) に同じ。「(前略) 持正之論行、則權宜之政却、權宜之政行、則持正之論闇、邊餉之緩急、實於此也、書契捧之、則雖有姑息之道、将来無窮之憂。(後略)」。

(76) 同右。「(前略) 而書契之不許捧納、以其數三句語而然矣。(中略) 則今此稱謂駭妄、非但三百年所未有者也、即亦往牒所無、此所以積年斬持者也、且宴饗時、彼若不着前着之服、則實有大閱後弊者也、此又不容不十分審慎。(後略)」。

(77) 同右參照。

(78) 同右。「(前略) 彼人之自謂變更國制、大修隣好者、于今見阻、未得許接、其必有憾恨生釁之端、十分可慮。(中略) 伏願取其所長而處分焉。」

(79) 田保橋前出註 (1) 書、三八二一四頁。

(80) 註 (73) に同じ。「(前略) 書契字樣之一点一画、若不如前規、則直為退却、即例也、今此書契中數句語、不可与一点一画之非、通則至于今相持者此也、向以柔遠之意、有宴饗之處分、而惹出衣服正門等事、尚此延施者、誠莫曉其意之所在也、今若捧納、雖目下生釁之慮、而捧納以後、又安知無難從之請乎、係是交隣大事、不可不十分審慎、以臣淺見、豈敢遽然聽對乎、伏俟上裁。」

(81) 前出註 (23) 「朴珪壽全集」、④書簡。

(82) 吏曹は文官の人事等を、戸曹は財政等を担当する朝鮮王朝の官署。

(83) 註 (73) に同じ。「(前略) 彼倭之欲呈書契、經年逗留、極為叵測、三百年不易之約条、豈可違画而捧納乎、臣意則此外更無可違之書矣。(後略)」。

(84) J・B・パレス氏は、高宗のこの行動を決断の躊躇、リーダーシップの放棄と捉えられている (James B. Palais, *Politics and Policy in Traditional Korea*, Harvard University Press, 1975, pp.260-1)。しかし筆者はこの点については氏の所説を支持できない。氏は時原任大臣間の対立を単なる見解の相違に解消している。氏の説明では高宗の「退出賓序、与諸宰相議、帰正也」との命を、なぜ金炳宇・李最応・金炳國が支持したか説明できない。「退出賓序、与諸宰相議」が何を意味するかを考え、結果的に李最応の見解が政府方針となつたことや朴珪壽が註 (85) 書簡で時原任大臣会議での李最応の独断専行を批判していることを考慮すれば、こう解するのが妥当であると考える。

(85) 前出註 (23) 「朴珪壽全集」、七七一五頁。

(86) 註 (73) に同じ。

(87) 「日記」高宗二二一年五月二十五日条。「(前略) 大抵書契、曾無直呈、朝廷之例、必由萊府而往復、則今亦自萊府、取見其書契、

而可斥者斥之、可許者許之、以朝廷柔遠之德意、為答以送、而今訛官之別遣、俾知朝廷命意之重也、以此意防諭於該府使廵、何處、伝曰允（後略）。

(88) 同右。「（前略）則書契事尚今相持云、萊府若以事理曉諭、則僂情雖狡、豈不自覺、而必是曉人不如是使也（後略）」。

(89) 「理事誌」六月二四日。

(90) NGB.8.39.

(91) NGB.8.40.「理事誌」七月三日。

(92) NGB.8.42.「理事誌」七月一九日。

(93) NGB.8.40.

(94) NGB.8.45.

(95) NGB.8.42.43.44.

(96) NGB.8.46.47.「理事誌」九月二二日。

(97) 前出註(23)「朴珪壽全集」④書簡。」の書簡の解釈についてはペレス氏の所説から教示を得た(J.Palais,*op.cit.*, pp.260-1)。

(98) 同右。

(99) 同右。註(71)に同上。

(100) 同右。「（前略）而治此時、無事妥帖、時不可失、若到彼之發一砲声以後、則雖欲受書、其為辱國更無余地、其日則斷無受書之道矣、時機如此（後略）」。

(101) 同右。「（前略）彼亦其國之使臣也、使於四方不辱君命、渠亦自守此等義理（中略）然則其報告於其國、必以朝鮮之無礼凌侮、許多為說、其國臣子豈不者怒而共憤乎、如此則事變之何如、不待更論、泥中蚯蚓踏之猶動、何況有国有兵橫行海上者也（後略）」。

(102) 同右。「（前略）小生之論每不合闇下高明之見、而性实莫曉其曲折当今（中略）大凡彼書之決不可受之曲折義理、幸伏望一一下示以為懼迷覺非之地（後略）」。

(103) 同右。「（前略）若何若閨下雖不欲世務之到耳邊、而至於此事存亡安危之大關係也、一失手則悔莫可及此之時、疾駆入城、指導方略、而還後向山、亦無不可此、豈恬然座視之秋哉（後略）」。

(104) 前出註(23)「朴珪壽全集」七六九一七〇頁。

(105) 同右。

(106) 同右、七七五—六頁。「自戊辰書契之來、皇子等執言、只在我国之論、而与彼人拒斥者、只是前例所無四字而已」（中略）而處

其挾洋來市之疑、又未嘗明舉皇字、而為說也、及夫數三年來、始以称号之濫、而亦未嘗嚴辭痛斥、只是前例所無之說而已、至今雖嚴斥其称号之濫、而彼則曰此何關於朝鮮乎云爾、則万無以此服其心之理、而只取弱國畏劫之狀而已（後略）。李最忠自身の書簡は管見の限り見当たらない。この書簡は李の所説に対する朴の反駁であるから、ここで朴が批判の対象としている所説が李のそれであると見なして差し支えないものと考へる。

(107)

註(85)に同じ。從來朴珪寿が対立していたのは大院君であると考えられてきた（原田前出註（一）論文參照）。しかし對日問題において朴が大院君以上に対立していたのは李最忠であった。この書簡はその証左であるので少々煩雜であるがその箇所を引用し訳出する。「（前略）彼所謂礼服洋服也、其曰礼服可笑之甚、然而彼則称以礼服、而其言以為接見（中略）我則以不即接見、謂之失礼而執言、其何以服彼之心乎、書契之使、米留許多年不接見、此非失礼、而可謂之以礼待人乎、今以別遣之不即接見、謂之不以礼待我、謂之失礼、而七八年間、虛留彼使、半拒不受而不見、此果得礼、而待人以礼乎、言下不成說、反為彼執言起怒之事（中略）彼着洋服而入燕餉、着洋服、而見別遣官、我之所忌何事耶、蒙狗皮蒙牛皮彼之事也、我何為拘、而論其可否乎、彼之言曰、洋人者日本服則無礙見之乎、云者可謂名言也、空然拘礙於此等事、薄物細故、而転成葛藤、未知何為然也、且向來送別遣時、草記行闈、愚見至今不知其何語也、可斥者斥之可許者許之、尚未知何語也、彼之書契、只是渠制制度變通後、從今由外務省通書、講好之意而已、初未有某件事列條目者、則未知可斥者何事也、可許者何事耶、設令有可斥可許之事、所謂別遣、則一任訛也、交鄰大事、付之一個訛員、任渠斥之許之、此為何說也、自顧我朝廷自體不處、如此之輕忽、不論待人之如何、自侮自輕、莫甚於此、且萊府取見而答送云者、何語也、渠則自其外務卿抵我札判之書、萊府一邊臣、任意答送、非待彼之道、而彼果低頭恭受而去乎、空然以別遣又生一層節、此皆廷拖歲月之計乎、万般究說終不得其解、而如此見侮示弱見輕已無余地矣、彼亦国也豈無臣子軍民乎、況與洋打成一片久矣、其必因此而生事、灼然可知（後略）（日本の礼服はいわゆる洋服である。これを礼服というのは笑うべきことであるが、彼らが礼服というのであれば、それを根柢として接受すべきである。接受しなければ礼を欠き、日本側に（出兵の）口実を与える。（李の所説で）どのように日本側を納得させられるのであろうか。（中略）書契を持参した使節を多年にわたり接受しないのは失礼でなく礼を以て人を待つことといえようか。別遣訛官が接見されなかつたことを（李は）礼を以て我を待つものでないと評するが、七・八年にわたり（明治政府の）使節を放置し接受を拒否したことははたして礼を得たものと、礼を以て人を待つものといえようか。（李の主張は）説をなしておらず却つて日本側を憤激させる口実となろう。（中略）日本側が洋服を着て宴享に入ることや別遣訛官と会見することを朝鮮側が忌避するのは何事であろうか。どのような服を着用するかは彼らの問題であり我々に何の関わりがある。ましてその可否を論ずる問題であろうか。日本人が洋人が和服を着れば疑わずに接見するのかと述べたのはけだし名言である。これらのこととは些末事

でありこれを外交紛争に転じるとは全く理解し難い。且つ最近別遣訖官を派遣したときの草記行闇の文言も理解し難いものである。「可斥者斥之可許者許之」とは未だに理解し難い。明治政府の書契はただ國制変革にともなつて、外務省から書契を送付し修好する旨表明しただけである。まず具体例を挙げねば拒絶するものは何であり、また許容するものが何であるか理解できない。何が拒絶するもので何が許容するものであるか示すべきであろう。いわゆる別遣は一介の訖官である。対日交渉という重要事項を一介の通訳に委任し、彼に許容拒絶の権限を付与するとはいがなる所説であろうか。政府自らが事に任せざるののような粗忽を行うのは、人を待つことがいかなるものか論じる以前に自悔自謄の甚だしいものである。また「萊府取見而答送」と云うのは何であろうか。日本側は外務省から札曹判書に宛てた書契を修めたのである。東萊府使は一地方官にすぎず、回答書契をその任意に委ねるというのは妥当な措置ではない。日本側が頭を下げそれを受け入れて退去するであろうか。別遣訖官派遣という無意味な措置を重ねることが政府全体が支持する「遷延論」(「拖歲月之計」)なのであらうか。検討を尽くしても理解し得ぬものである。相手国を侮り自國の弱さをさらけ出し自國を軽んずる措置といえよう。日本もまた國であり臣下軍民がいる。況や日本は久しく西歐と打成一片である。必ずこれを契機として(軍事紛争が生じることを知るべきである。)。

(108) 「日記」高宗一二七年七月九日条。なおこの方針は時原任大臣金貞の上奏に基づき決定された。

(109) 註(104)に同じ。

(110) 「日記」高宗一二年一月二〇日条。

(111) 原田前出註(1)論文参照。

(112) 註(1)に同じ。

(113) 興寅君李最応は実弟大院君の有力な政敵で閔氏戚族の忠実なシンパであると考えられてきた。この点は金炳学・金炳國についても同様である(例えば、黄玹『梅泉野錄』大韓民国国史編纂委員会、一九五七年。菊池謙譲『大院君伝附王妃之一生』日韓書房、一九一〇年、八二頁。田保橋前出註(1)書二八頁、J.Palais,*op.cit.*, p.281参照)

(114) 摘稿「一八七四年の朝鮮政府の日朝交渉再開要因」『阪大法学』第四五卷第六号、一九九六年。前出註(11)拙稿。前出註(14)拙稿。前出註(2)拙稿。

(115) 前出註(14)拙稿第一章参照。

(116) 註(14)に同じ。

(117) 癸酉政変により大院君は失脚し閔氏政權が成立したと一般には考えられている(例えば糟谷前出註(3)書・論文)。しかしながらJ·B·バレス氏は一八七三一六年にかけての閔妃と閔氏戚族の政治的役割は文書が欠如しているため論証が最も困難

であり、この説の根拠である黄玹の『梅泉野錄』の記述が伝聞に依拠しており朝鮮王朝正史の諸記録に照らして不正確であることや閔氏戚族の領袖閔台鑄が汚職、閔奎鑄が職務怠慢により高宗の支持のもとに行政処分を受けたことを根拠として彼らが高宗の背後で政治的実権を掌握していたという通説的見解を否定されている (J.Palais,*op.cit.*, pp.176-201, pp.282-6)。ただ氏の所説でも大院君がこの時期朝鮮政界でいかなる位置を占めていたのかは明らかでない。朴珪壽の大院君冤書簡はこの点を理解する手がかりとなると考えられる。本稿第四章第二節に引用した書簡で朴は「(國家の重要な事項の決定は) 必ず国王殿下の許可を得、大院君閣下の深慮に照らして後はじめて左右すべきである」と述べている。この一節には李最応の独断専行を牽制する目的があると推測されるのでその点は考慮する必要があるが、大院君の地位をこのように理解する根拠となる。朴が李最応の政治的影響力を排除するため大院君との提携を模索したことは朴のことばを裏付けるものであろう（本稿第五章第一節）。

(118) 本稿第五章第二節。
(119) 同様の見解をとるものの、J.Palais,*op.cit.*, pp.176-201, pp.282-6。木村幹「儒教的レッセフェール」と朝貢体制—近代朝鮮における「上からの改革」を巡る一考察—(一)、「法学論叢」一三一卷六号、一九九二年、三六頁(以下①)。同「備邊司贈錄「座目」に見る朝鮮王朝末期官僚制の一研究—大院君政権から高宗Ⅱ閔氏政権へ—」、「國際協力論集」第七卷第二号、一九九九年(以下②)。バレス氏は一八七四—六年は名実ともに高宗が親政した時期であるとし、その時期の政治体制を“Kojong's Regime”と呼ばれている。氏は閔氏戚族の台頭を七六年以降とされ、その原因を意思薄弱な高宗が放棄したリーダーシップを補填するためであるとされている。木村氏は①で一八七四—八年の政治体制を「癸酉政権」と呼ばれており、このような造語を用いるのは「(前略)『高宗親政政権』では、壬午軍乱以後のものとの区別が難しい」、「驪興閔氏勢道政権」は、未だ驪興閔氏が絶対的な権力を確立していない、この時代においては不適切であるから(後略)とされている。②では、「(前略)通常、閔氏政権と看做される高宗11年以降の時期については、我々は、そこに大まかに、癸酉政権期、壬午軍乱・甲申政変期、閔氏勢道政権期、とでも言つことのできる、かなり特色を異にする三つの時期がある(後略)とされ(五三頁)、閔氏勢道政権期」を高宗二五年(一八八九年)以降とされている(五一—三頁)。

(120) 註(115)に同じ。「(前略) 大院君退黜以来四大臣ヲ挙テ以テ国政ヲ裁スト雖トモ意見小異ナキヲ保シカタン必ラス私党分立ノ弊アラン実ニ内外國家ノ多事寢食ヲ安セサルノ時ナリ(後略)」(外務省記録一門一類二項三一号「対韓政策関係雑纂 朝鮮事務書」二八卷「八月五日森山茂ヨリ来信」附属書「八月十日浦瀬裕林三伊対話書」)。「四大臣」とは七四—五年にかけて政丞職に就任した李裕元・朴珪壽・李最応・金炳國に相当すると考えられるが、本稿第四章で見たように原任大臣の金炳學・洪淳穆も発言権・決定権を保持していたのであるから両名を加えてよからう。

(123) (122) (121)
同右。 同右。 註 (115)
に同じ。